

亀山市公告第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次の予算を公表する。

なお、「別冊」は省略し、亀山市総務財政部財務課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和4年11月14日

亀山市長 櫻井義之

- ・ 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第5号） 別冊
- ・ 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第6号） 別冊